

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人影山正雄の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。なお、原判決の法令適用には所論以外の点において誤りなしとしないが、事案にかんがみ、未だ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のおり決定する。

昭和五〇年六月一七日

最高裁判所第三小法廷

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 天 | 野 | 武 | 一 | |
| 裁判官 | 関 | 根 | 小 | 郷 | |
| 裁判官 | 坂 | 本 | 吉 | 勝 | |
| 裁判官 | 江 | 里 | 口 | 清 | 雄 |
| 裁判官 | 高 | 辻 | 正 | 己 | |